

奥州市議会基本条例新旧対照表

改 正 後	現 行
目次 第1章 略 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条） 第3章～第5章 略 第6章 議会の機能の強化（第9条―<u>第10条の2</u>） 第7章 略 第8章 議会改革の推進（第14条・第15条） 第9章・第10章 略 第11章 最高規範性等（第20条・第21条） 附則 略 <u>（災害時の議会対応）</u> <u>第2条の2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。</u> <u>2 議会は、災害時の議会の行動基準等に関して定めた奥州市議会業務継続計画に基づいて行動するものとする。</u> <u>（情報通信技術の活用）</u> <u>第10条の2 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行い、迅速な情報共有に資するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。</u> <u>2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない事由により会議に参集することが困難なときは、議会活動を継続するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。</u> <u>（議会改革）</u> <u>第14条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組まなければならない。</u> <u>（この条例の見直し）</u> 第21条 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始ごとに</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善等が必要な場合は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。	目次 第1章 略 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条） 第3章～第5章 略 第6章 議会の機能の強化（第9条・<u>第10条</u>） 第7章 略 第8章 議会改革の推進（第14条・第15条） 第9章・第10章 略 第11章 最高規範性等（第20条・第21条） 附則 略 <u>（議会の活性化への取組み）</u> <u>第14条 議会は、地方分権時代における議会の在り方を常に議論しながら、議会の活性化が図られるよう努めなければならない。</u> <u>（この条例の見直し）</u> 第21条 議会は、<u>必要に応じて</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において<u>検討</u>するものとする。 2 議会は、前項の<u>検討</u>の結果、制度の改善等が必要な場合は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。